# 改訂第2次飯田市役所 地球温暖化防止実行計画

平成27年4月

飯 田 市

## 目 次

| 第 1 | 章 計画策定の            | )背景        |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |       |   |   |   |   |   |   |   |    |
|-----|--------------------|------------|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-------|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 1   | 地球温暖化問             | 題とは        |    |    |    |    | • |   |   |   |   |   |   |   |   |   | - |       |   |   |   |   |   |   |   | 2  |
| 2   | 地球温暖化の             | 影響•        |    | •  |    | •  | • | • | • | • |   | • | • | • |   | • | • | <br>• | • | • | • | • | • | • | • | 2  |
| 第2  | :章 実行計画 <i>0</i> : | )概要        |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |       |   |   |   |   |   |   |   |    |
| 1   | 計画策定の趣             | 旨・・        |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | - |       |   |   |   |   |   |   |   | 3  |
| 2   | 計画の適用範             | 囲・・        |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |       |   |   |   |   |   |   |   | 3  |
| 3   | 計画の対象と             | する温        | 室效 | 果  | ガス | ζ. |   |   |   |   |   | • |   |   |   |   | - |       |   |   |   |   |   |   |   | 3  |
| 4   | 計画の期間・             |            |    | •  |    | •  | • | • | • | • |   |   |   | • | • |   | • |       |   | • |   | • |   | • | • | 4  |
| 第3  | 3章 温室効果力           | <b>ブスの</b> | 非出 | 状》 | 兄及 | くび | 削 | 減 | 目 | 標 |   |   |   |   |   |   |   |       |   |   |   |   |   |   |   |    |
| 1   | 温室効果ガスの            | の排出        | 状沥 |    |    |    |   |   | • |   |   |   | • | • |   | • |   |       |   | • |   |   | • | • |   | 4  |
| 2   | 削減目標・・             |            |    | •  |    |    | • | • | • |   |   | • | • | • |   | • |   |       | • | • |   |   | • |   |   | 4  |
| 3   | 目標の見直し             |            |    | •  |    | -  | • | • | • | • |   | • | • | • | • | • | • | <br>• | • | • |   | • |   | • | • | 5  |
| 第 4 | - 章 取組み内容          | ř          |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |       |   |   |   |   |   |   |   |    |
| 1   | 重点取組み事             | 項・・        |    | •  |    |    | • | • | • |   |   | • | • | • |   | • |   |       | • |   |   |   | • |   |   | 6  |
| 2   | 具体的な取組の            | み事項        | •  | •  |    | •  | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | <br>• | • | • | • | • | • | • | • | 6  |
| 第5  | 5章 計画の推進           | <b>体制</b>  |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |       |   |   |   |   |   |   |   |    |
| 1   | 推進体制・・             |            |    |    |    |    | • |   |   |   |   |   |   |   |   |   | - |       |   |   |   |   |   |   |   | 8  |
| 2   | 実施状況の点             | 検方法        |    |    |    |    |   |   | • |   |   |   | • | • |   | • | - | <br>• |   |   |   |   | • |   |   | 9  |
| 3   | 実施状況の公             | 表・・        |    |    |    | -  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |       |   |   |   |   |   |   |   | 10 |

## 第1章 計画策定の背景

#### 1 地球温暖化問題とは

地球は、太陽光のエネルギーにより地表を暖められていますが、その一部は、暖められた地表から 宇宙に向けて放射されています。この熱が、大気中にある二酸化炭素などの温室効果ガスによって吸収され、再び地表に戻されることで、地球は生物が生きるのに適した気温に保たれています。

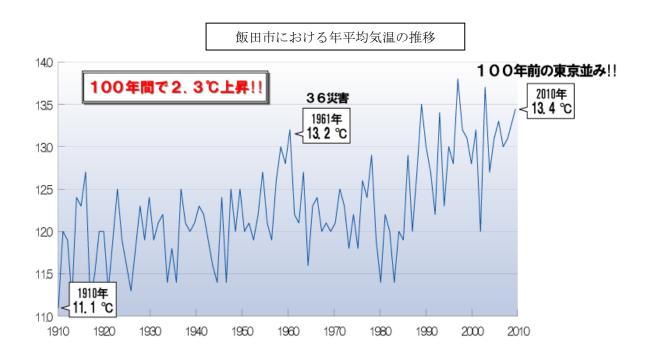
しかし、18世紀後半の産業革命以降、人間が石炭や石油などを大量に燃焼させるようになると、 二酸化炭素などの排出量が急速に増えたために、近年、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収 される熱が増えたことにより、地球規模での気温上昇が進行し、気候や生物に対し深刻な影響を及ぼ す恐れが生じています。これが地球温暖化問題です。

#### 2 地球温暖化の影響

これから更に平均気温が上昇すると、強い熱帯性の低気圧が増加し、台風の発生回数の増加による 激しい風雨により、自然災害の危険性が高まります。また、猛暑日や熱帯夜が大幅に増え、熱波により熱中症患者が増加し、デング熱、日本脳炎、コレラ等が発生する可能性が高まります。

世界の平均気温は、1990年に比べて今世紀末に最悪 6.4 化上昇すると予想されていますが、温室効果ガスの排出量を 2050年までに現状から半減させれば、上昇は 2 化程度まで抑えられ、地球温暖化による重大な被害を回避することができるとした報告書も出されています。それでも 1.5 化-2.5 化の気温上昇で生物種の 20 -30 %で絶滅の危険性が高まるほか、洪水や台風による被害が増え始め、 3 化を超えると水不足にさらされる人口が現在より数億人増加し、熱波等による病人や死者の数が増えるなど被害が大きくなると予想されています。

飯田市においても 1910 年から 2010 年の約 100 年間で、年間平均気温が約 2.3℃上昇しています。



## 第2章 実行計画の概要

#### 1 計画策定の趣旨

近年深刻化する地球温暖化問題を踏まえ、1997年(平成9年)12月には、京都で「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議)」が開催され、わが国は温室効果ガスの総排出量を2008年(平成20年)から2012年(平成24年)までの目標期間中に、基準年である1990年(平成2年)と比較して6%削減することを目標とする「京都議定書」が採択され、2005年(平成17年2月)に発効しました。これを受け、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、事務事業に係る「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」(以下「実行計画」という。)を策定し、公表することが義務付けられました。

飯田市では、平成8年から目指すべき都市像として「環境文化都市」を掲げ、地域が一丸となって様々な温暖化対策に取り組んでいます。飯田市役所も環境文化都市「飯田」の一員として、平成12年1月に県下自治体で最初に環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO 14001」を取得し、平成15年1月には「ISO 14001自己適合宣言\*1」を行い、市の事務事業における環境改善、環境負荷低減行動に取り組んでいます。

また、平成19年3月には「飯田市環境文化都市宣言」が採択され、平成21年1月には、国から「環境モデル都市」の選定を受け、地球温暖化防止政策を推進する主体として、自らの事務事業により排出される温室効果ガス削減に向けて率先して行動していくため、平成21年3月に「第1次飯田市役所地球温暖化防止実行計画」を策定しました。

また、平成24年3月には「第2次飯田市役所地球温暖化防止実行計画」を策定し、IS0自己適合宣言の成果を踏まえ、環境保全に配慮した事務事業に取り組んできました。

このたび、「第2次飯田市役所地球温暖化防止実行計画」の計画期間(平成24~26年度)の終了に 伴い、平成27年度からの温室効果ガス削減目標と環境に配慮した行動目標を示す「改訂第2次飯田市 役所地球温暖化実行計画」を策定し、引き続き環境に配慮した事務事業を推進していきます。

#### 2 計画の適用範囲

本計画の対象とする範囲は、市役所 ISO 14001 適用サイト、市立病院、学校・保育園等のいいむす 21\*2の適用サイトにおける全ての事務事業とします。

#### 3 計画の対象とする温室効果ガス

温室効果ガス6種類のうち、二酸化炭素以外のガスは、全体の数%しか占めないため、この実行計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)のみとします。

<sup>\*1</sup> ISO 14001 自己適合宣言:適用規格との適合を、自己責任により自己決定するもの。平成 15 年に全国の自治体で初めて宣言した。

<sup>\*2</sup> 学校・保育園等のいいむす 21:飯田市役所の環境マネジメントシステムに準じた、学校(調理場の一部を含む。)、幼稚園、保育園(こども発達センターひまわりを含む。)向けの独自の環境マネジメントシステム。

#### 4 計画の期間

本実行計画の計画期間は、第2次飯田市役所地球温暖化防止実行計画を本庁舎整備事業が終了する 翌年度まで延長し、平成24年度から平成29年度までとします。

## 第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

#### 1 温室効果ガスの排出状況

本実行計画の適用範囲における飯田市役所の事務事業によって排出される温室効果ガスの基準値は、 平成22年度の温室効果ガスの排出実績を基本に、飯田市立病院の第3次整備事業後の排出実績を考慮して下表のとおり設定します。なお、排出起源は、ガソリン、灯油、軽油、A重油、石油ガス、天然ガス、電気によるエネルギー使用から発生する二酸化炭素です。

(下段:変更前 上段:変更後)

|                    | 文,久久的 工权,及关权/ |                                    |  |  |  |  |  |
|--------------------|---------------|------------------------------------|--|--|--|--|--|
| 排出要因               | 活動量           | 二酸化炭素換算<br>排出量(t-CO <sub>2</sub> ) |  |  |  |  |  |
| 最与のは田(イリW)         | 26, 762. 79   | 15,014                             |  |  |  |  |  |
| 電気の使用(千kWh)        | (25, 973. 80) | (14,571)                           |  |  |  |  |  |
| 燃料の使用              |               |                                    |  |  |  |  |  |
| +i >/ 11 > / (1-0) | 196. 16       | 4 5 5                              |  |  |  |  |  |
| ガソリン(kl)           | (192.86)      | (448)                              |  |  |  |  |  |
| 灯油 (k0)            | 657. 16       | 1,636                              |  |  |  |  |  |
| 軽油 (k0)            | 27. 56        | 7 1                                |  |  |  |  |  |
| 手》中(1-0)           | 909. 04       | 2,463                              |  |  |  |  |  |
| 重油(k0)             | (840.04)      | (2,276)                            |  |  |  |  |  |
| (1.DC)流ルブ油ボッ (1.0) | 71. 97        | 2 1 6                              |  |  |  |  |  |
| (LPG)液化石油ガス(kl)    | (65.77)       | (197)                              |  |  |  |  |  |
| 都市ガス(千㎡)           | 63. 49        | 1 9 6                              |  |  |  |  |  |
| 一系化是主经批出具          | 20,051        |                                    |  |  |  |  |  |
| 二酸化炭素総排出量          | (19,395)      |                                    |  |  |  |  |  |

#### 2 削減目標

市の事務事業の遂行に伴い排出される温室効果ガスの排出量を、目標年度である平成 29 年度までに 基準年の平成 22 年度の排出量に対し、2.5%削減することを目標とします。

第 1 次実行計画では、基準年の平成 19 年度に対し平成 23 年度までに 2 %削減の目標を定め、平成 20 年度 $\triangle$ 1.5%、平成 21 年度 $\triangle$ 3.6%、平成 22 年度 $\triangle$ 1.5%という達成状況となり、平均すると 2.2%の削減となりました。

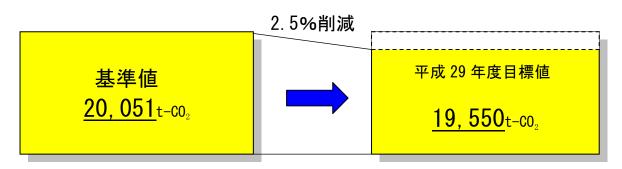
第2次実行計画では、第1次実行計画の実績値よりさらに高い目標値を掲げ、5%削減の目標を設定

しましたが、飯田市立病院南棟及び北棟の増築や公民館の空調機器導入等により、平成25年度の実績は目標に対し9%超過となっており、第2次計画期間中の目標達成は困難な状況となっています。

また、本庁舎整備事業が平成28年度まで実施され、平成27年度以降の排出量を見込むことが困難な 状況にあることから、改訂第2次実行計画の削減目標は、目標を定めて具体的な取り組みが可能な内容 である最大値の2.5%削減を目標とすることとします。

なお、飯田市立病院の温室効果ガス排出量については、飯田市立病院第3次整備事業後の活動量の増加の影響が大きいことを考慮し、当初基準としていた平成22年度の飯田市立病院分の温室効果ガス排出量の実績値を、平成25年度の温室効果ガス排出量の実績値に置き換えて、飯田市役所全体としての基準値を算出し直しています。

また、温室効果ガスの排出を伴う事務事業は、気象条件や社会条件の変化により項目別排出量が変動しやすい状況にあること、及び施設の運営方法の変更や新設による増減も考えられるため、温室効果ガス排出量の総量の削減を目指すものとします。



#### 3 目標の見直し

計画期間中の事務事業の動向や取組み状況、技術の進歩等を踏まえて、必要に応じて目標等の見直しを行います。

## 第4章 取組み内容

市では、第2章「2 計画の適用範囲」に定める全施設が、環境マネジメントシステムを通じて、継続的に温室効果ガス削減の取組みを行います。なお、適用範囲外の施設についても、温室効果ガス削減に努めるものとします。

#### 1 重点取組み事項

- (1) エネルギー使用量の庁内への周知
- (2)燃料使用の抑制
- (3) 平常時における節電の励行
- (4) 各課等による「ISO 14001」や「いいむす21」で掲げた節電やエコに関する独自の目標に向け た取り組み
- (5) 他団体が主催する省エネ推進活動への積極的な参加

#### 2 具体的な取組み事項

- (1) 電気使用量の削減
  - ア 退庁時に、職場内のパソコンやプリンターなどの OA 機器、空調機器の電源オフの確認を徹底する とともに、待機電力削減のため、可能なものは電源やコンセントを抜く。
  - イ コピー、プリンターの印刷を必要最小限にとどめる。 (削減目標:20%)
  - ウ 各職場で複数台のプリンターを有する場合は、使用頻度の少ないプリンターの電源は切り、使用 をしない。
  - エ パソコンの電源設定は、モニター電源は 15 分、システムスタンバイは 20 分を目途に設定し、長時間席を離れるときや昼休み時間はスリープモードまたはシャットダウンする。(実施目標:100%)
  - オ 情報系デスクトップパソコンの更新時には、約半数を省電力ノートパソコンに転換する。
  - カ 各職場の照明については、LED 化を推進し、時間外勤務時には必要最小限の使用とする。
  - キ 照度に影響のない蛍光灯は間引きする。
  - ク 給茶機や電気ポットは、使用を極力控え、マイポット持参に心掛ける。(削減目標:50%)
  - ケ 本庁舎の職場にある冷蔵庫の配置を見直し、数量の削減をする。(削減目標:50%)
  - コ デマンド監視装置\*3を有効活用し、節電に努める。
  - サ 地域ぐるみ環境ISO研究会\*4の構成事業所として、「CO2削減一斉行動週間」の取組みに積極的に参 加する。

#### (2) 燃料使用量の削減

- ア アイドリングストップの励行、急発進、急加速、無駄な空ぶかしをしない等のエコドライブ を実践する。
- イ 公用車の相乗り、出張時における可能な限りの公共交通機関の利用、近距離移動における徒 歩や自転車の利用を推進し、公用車の使用抑制を図る。
- ウ 導入した電気自動車を公用車として積極的に使用する。また、公用車の更新の際に、低公害 車、低燃費車はもとより、社会での普及状況に応じて、次世代車両の導入に努める。 (アからウの取組によるガソリン使用量の削減目標:年2%)
- エ 「ノーマイカー推進手順」により職員のマイカー通勤を自粛し、相乗りや公共交通機関、自転車の利用を促進する。
- オ 本庁舎の石油ストーブを廃止する。
- (3) 省エネルギー機器、再生可能エネルギー機器等の導入
  - ア LED等次世代照明器具を公共施設や防犯灯などの公共的設備で活用することで、日常的に長時間にわたって業務で使う照明を省エネ型に転換し、電気使用量を抑える。
  - イ 普及啓発効果の高い施設(小中学校等)を中心に、木質バイオマス機器(ペレットストーブ、

<sup>\*3</sup> デマンド監視装置:消費電力を抑えるため、あらかじめ設定した電力値を超過しそうになった場合に、警報を出して電力消費の抑制を促すための装置。

<sup>\*4</sup> 地域ぐるみ環境 ISO 研究会: 平成9年に市内のISO 14001を取得している9社により発足。現在、飯田下伊那の29事業所(飯田市役所を含む。)が、環境 ISO をキーワードに連携し、それぞれの事業所の枠を超え、「点から面」を合言葉に地域全体で環境改善活動を展開することを視野に入れて活動している。

- ペレットボイラー、薪ストーブ等)を暖房器具更新時に順次導入し、灯油使用量の抑制を図る。
- ウ 日照時間に恵まれた地域特性を生かし、公共施設での太陽エネルギー(太陽光・太陽熱)利用 を推進し、化石燃料使用の抑制を図る。
- エ 公共施設の建て替え、冷暖房機器等の更新時には、再生可能エネルギー機器や、高効率省エネルギー機器の積極的な利用を図る。

#### (4) グリーン購入の推進

- ア 「飯田市グリーン購入基本方針」及び「飯田市グリーン購入調達方針」に基づき、可能な限 り判断基準を満たす物品等を購入する。
- イ 調達方針に掲げた特定調達品目の目標調達率を90%以上と定め、判断基準を満たす環境に配 慮した物品等の購入を推進する。
- ウ 特定調達品目以外の物品等の購入についても、飯田市グリーン購入基本方針及び飯田市グリ ーン購入調達方針に基づき、可能な限りグリーン購入に努める。

#### (5) その他の取組み

- ア 「グリーンカーテン」の取組みにより、夏の省エネルギーと環境美化に努める。
- イ クールビズ、ウォームビズの衣服による体温調整を図り、冷暖房の適切な温度設定をする。 (暖房: 19  $\mathbb{C}$  以下、冷房: 28  $\mathbb{C}$  以上)
- ウ 公共施設に雨水貯留タンクを設置し水資源の有効活用を図るとともに、水道水の節約に努める。
- エ 会議、講演会等において、「リターナブル瓶\*5」の活用を推進する。
- オ 「公共工事環境配慮手順」により公共工事の計画、設計及び施工において環境配慮を促進する。
- カ 市立病院において、年度毎に「省エネルギー推進委員会事業計画」を策定し、院内共通の取 組みを行う。
- キ 省エネ診断を実施し、無駄なエネルギーを削減する。
- ク (1)~(5)に掲げた内容の他、職員提案による地球温暖化防止につながる新たな取組みを積極 的に検討、実施する。

<sup>\*5</sup> リターナブル瓶:繰り返し使用(リユース)できる瓶。

## 第5章 計画の推進体制

#### 1 推進体制

環境マネジメントシステムを活用したPDCAサイクルの運用により、次のとおり推進体制を構築し、継続的な環境負荷の低減を図りながら本実行計画を推進します。

### 【全体のサイクル】



## PLAN【計画】

- ・環境方針の決定
- ・目標及び活動計画の策定



## ACT【見直し】

・計画の見直し

PDCA サイクル 継続的改善

## DO【実行】

- ・実施体制の構築
- ・計画に基づいた実践

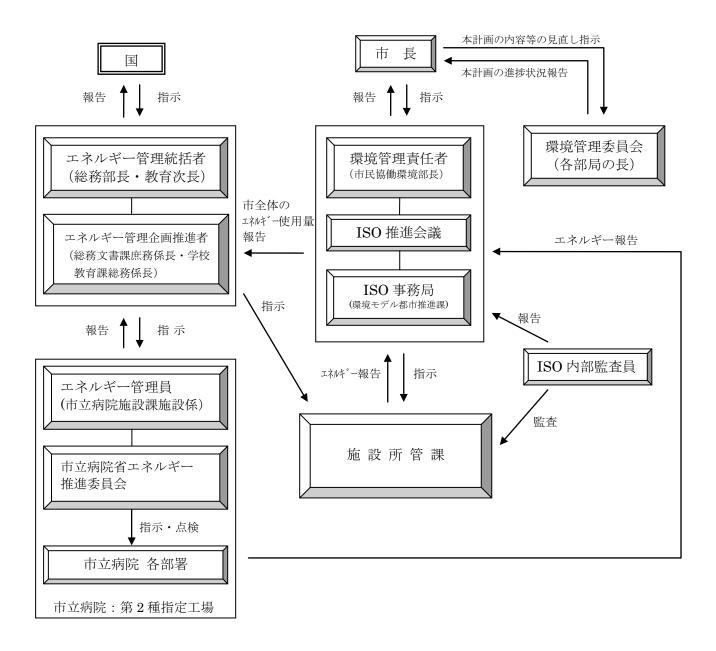


## CHECK【点検】

- ・取り組み状況の確認
- ・改正省エネ法によるエネル ギー使用量の把握
- ・問題の是正



#### 【組織間の体制図】



#### 2 実施状況の点検方法

- (1) エネルギー使用量(温室効果ガス排出量)の把握
  - ア 施設所管課のエネルギー使用量は、飯田市役所環境マネジメントシステムにより ISO 事務局が 取りまとめ、エネルギー管理統括者に報告します。
  - イ 市立病院のエネルギー使用量については、エネルギー管理員が取りまとめ、ISO 事務局を経由 してエネルギー管理統括者に報告します。

#### (2) 取組み内容の点検

本実行計画に掲げる取組み目標において、その達成状況は、毎年全部署を対象に行われる「ISO内部監査」または、市立病院における「省エネルギー推進委員会」において点検を行います。

#### (3) 取組み内容の改善

- ア 施設所管課等の長及び市立病院各部署の長は、エネルギー使用量の実績値に異常を認めた場合は、 原因を特定し、直属の上司に口頭により報告します。また、報告を受けた上司は必要に応じて該 当課等の長及び関連課等の長に是正処置を指示します。
- イ 本実行計画における取組み内容及び目標値は、環境管理責任者とエネルギー管理統括者で協議し、 必要に応じて環境管理委員会の審議を経て、内容等の見直しを行い、翌年度以降の取組みへつな げます。

#### 3 実施状況の公表

本実行計画の進捗状況等については、市のホームページ等により公表します。